

### 1. 参加自治体の概要 （令和4年度）

参加自治体	県＋一般市7市（県内福祉事務所設置自治数：15） 八代市、人吉市、荒尾市、宇土市、上天草市、 阿蘇市、合志市
人口	667,958人（県管轄31町村＋7市）

### 2. 事業の概要等 （令和4年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託：社会福祉法人グリーンコープ</li> <li>県が事業者への委託契約を締結し、他の参加自治体は、県と事業の共同実施に係る協定書を締結</li> <li>就労準備支援事業も同一の事業者へ委託し、一体的に実施</li> </ul>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>県央・県南エリアにそれぞれ1つずつ拠点を設け、家計改善支援員8名を配置。相談者の出納管理や、税金、公共料金等の滞納の解消に関する支援も行っている。</li> <li>多重、過剰債務等により債務整理が必要な場合は、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援も実施。</li> </ul>
事業費・按分方法	23,980千円 按分方法：各共同実施自治体の人口に応じて按分
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計改善支援事業受託者と自立相談支援機関等の連携強化を目的に、年に1回意見交換会を実施。</li> </ul>

### 3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

#### 開始前

- 平成21年度より、熊本県が実施主体となり、就労意欲喚起等支援事業、中間的就労体験等支援事業、子どもの健全育成支援事業、ホームレス対策事業、消費者行政の多重債務対策事業を、社会福祉法人等に委託し、県下全域（政令市の熊本市を除く）を対象に実施。

#### 事業の立ち上げ

##### 任意事業の実施検討

- 上記事業を実施することで、生活困窮者の自立支援（主に任意事業）につながるノウハウを蓄積。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向け、生活困窮者の多様な課題に対応するため、全ての任意事業の実施を検討。

##### 県内自治体への説明会・意向確認

- 県内市町村の担当課や、県福祉事務所と意見交換会を実施。
- 共同実施の意向を示した市が固まった段階で、予算の概算を算定し、共同実施予定の市に対し事業費按分の案を送付。その後、実施要綱についても意見照会を行った。

##### 委託先の検討

- 委託先については、広域実施の市を含めた県下全域で事業を実施でき、就労支援のノウハウを有する法人へ委託するため、公募型の企画コンペを実施。
- 事業者との委託手続については県がまとめて対応。

#### 平成27年4月 事業開始

#### 事業実施

- 債務整理や、弁護士等と連携した自己破産手続きをはじめ、福祉資金の借り入れ、不必要な日常生活上の支出を控える家計プランを示し家計の改善の意欲を高め、生活困窮からの自立を図った。
- 令和4年度実績（広域実施分）：利用者397名
- ※熊本市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇城市、天草市においては単独で実施（熊本県における事業実施率100%）